

I 全体目標

- (1) がんによる年齢調整死亡率（75歳未満、人口10万人あたり）の25%減少 **67.9**（H29年）
 <進捗状況>
 ・75歳未満年齢調整死亡率 **20.5%の減少** 97.2（H17年）→ **77.3**（H27年） ※全国値（92.4→78.0）では15.6%の減少
- (2) がんに罹患しても元気で安心して生活できる社会の構築

II 個別目標

第1節 がんの予防の推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
1日あたりの塩分摂取量8g未満 （15歳以上） 1日あたりの野菜の摂取量350g以上 （15歳以上） 1日の食事において、 ・果物類を摂取している者の増加 ・脂肪エネルギー比率25%以下	○1日あたりの塩分摂取量 10.0g ○1日あたりの野菜の摂取量 243.3g ○脂肪エネルギー比率 28.1% （H20年度ひょうご健康食生活実態調査）	○家庭での健全な食生活の実践をすすめるための講習会（食生活改善講習会、健康食生活アドバイス講習会等）の開催 ○健康福祉事務所における地域課題に応じた食育活動の実施（食育パートナーシップ事業） ○家庭での実践をすすめるために、食育活動を実践する団体等（健康ひょうご21県民運動推進員、食の健康運動リーダー、いずみ会リーダー等）への研修や情報提供（教材作成）等 ○飲食店・中食販売店に向けた、野菜たっぷり料理、塩分控えめ料理などを提供する食の健康協力店への登録促進、及び登録店舗へ情報提供	「健康ひょうご21大作戦」の推進	【県】 ・家庭での健全な食生活の実践を促進する講習会の開催 ・ひょうご健康づくり県民行動指標の普及啓発 ・家庭での実践をすすめるために、食育活動を実践する団体等（健康ひょうご21県民運動推進員、食の健康運動リーダー、いずみ会リーダー等）への研修や情報提供など人材の育成、実践活動のための支援 ・健康に配慮した食事を提供する飲食店の増加や給食施設における栄養管理の充実など、社会環境の整備
全市町が「がん対策推進員」を設置するよう働きかけ 推進員に対して年に1回以上の研修を行う。	○がん対策推進員数 2,039名（13市町）（H25.3） 2,099名（12市町）（H26.3） 3,452名（19市町）（H27.3） 3,518名（19市町）（H28.3）	○市町説明会等を通じたがん対策推進員の活用事例の紹介	未設置市町への働きかけと既存推進員の活用	【県】 ・がん対策推進員の確保に向けての市町への働きかけ ・がん対策推進員の研修会支援など 【市町】 ・地域の実情に応じた推進員の設置及び研修の実施
男性成人の喫煙率を1/4軽減 （25.8%→19%） 女性成人の喫煙率を4割軽減 （5.8%→4%） 未成年者の喫煙率を0%	○男性成人の喫煙率 25.8% ○女性成人の喫煙率 5.8% ○未成年者の喫煙率 1.7%（高3男子） （平成23年度兵庫県健康づくり実態調査）	○WHO神戸センターとの共催により、「たばこの煙のない地域社会を目指して」をテーマに、G7神戸保健大臣会合関連事業「たばこと健康を考える兵庫県民フォーラム」を開催 ○喫煙防止教室の開催 小中学生やその保護者等を対象に喫煙防止教室を実施 ○受動喫煙対策のための説明会等の開催 施設管理者等を対象にたばこの害や公共の場における受動喫煙防止について周知 ○啓発資材の作成 たばこの害をわかりやすく説明したリーフレット「本当に知っていますか？たばこの害」を作成	たばこ対策の充実	【県】 喫煙による健康被害の防止を啓発するとともに、大人に比べてたばこの有害物質の影響を受けやすい子どもや、妊婦の受動喫煙防止等に理解を促すなど受動喫煙のない快適な生活環境づくりを推進 ・普及啓発資材の作成 ・各種説明会等の開催 ・受動喫煙対策支援員の設置
感染に起因するがん対策の推進（新規）	—	○子宮頸がん予防ワクチン接種の積極的勧奨中止に伴う県民への情報提供	がんの原因となりうる感染に関する知識の普及	【県】 ・各種学会等の最新の知見の市町への情報提供

第2節 早期発見の推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
市町がん検診のほか、人間ドックや職域等での受診を含め、5年以内に 胃、肺、大腸の受診率40% 乳がん、子宮頸がんの受診率50%	○職域等を含むがん検診受診率 ・「国民生活基礎調査」 対象年齢は、40～69歳。 子宮（頸）がんは、20～69歳。 (H22年) (H25年) 胃 28.6% 34.9% 肺 20.4% 37.0% 大腸 23.4% 34.8% 乳 32.2% 38.0% 子宮（頸） 32.6% 39.3%	○市町別のがん検診受診率を県ホームページで公開 ○重点市町の指定による取組促進 ・H24：4市、H25：3市、H26：2市、 H27：1市、H28：1市 ○国保調整交付金による市町取組支援 ○企業との協定締結によるがん検診の啓発促進 (協定締結企業数：17社)	がん検診受診率が 全国平均以下	【県】 ○受診率等の把握、公表 ・市町がん検診受診率の公表 ○市町がん検診の取組支援 ・重点市町に対する取り組みの支援 ・国保調整交付金の重点配分による市町支援 ・市町がん対策推進員による声かけ運動の促進 ・県・市町連絡会議での受診率向上に向けた協議 ・個別再勧奨の促進 ○職域に対するがん検診実施の働きかけ ・事業所へがん検診実施の働きかけ ・保険者を通じたがん検診案内チラシの送付 ○胃内視鏡検査従事者研修会の開催
20歳の市町子宮頸がん検診受診率 を2倍 (12.9%→26.0%)	○20歳の子宮頸がん検診受診率 ・9.9%(H25) 「がん検診推進事業(平成25年度)」 ・10.0%(H26) 「働く世代の女性支援のためのがん 検診推進事業(平成26年度)」 ・9.0%(H27) 「働く世代の女性支援のためのがん 検診推進事業(平成27年度)」	○女性特有のがん検診受診促進事業による中小企業 への助成 ・H26年度 11企業 ・H27年度 39企業 ・H28年度 64企業 ○胃内視鏡検査従事者研修会の開催 ・H28.11.26(兵庫県民会館)120人		
市町がん検診における要精検者の 精密検査受診率90%以上	○精密検査受診率(H24→H25→H26年度) 胃 80.0%→78.4%→78.8% 肺 75.2%→73.7%→69.5% 大腸 63.4%→66.3%→64.3% 乳 71.4%→73.1%→70.5% 子宮頸 63.7%→64.2%→67.8%	○県・市町連絡会議の開催による精密検査受診率向上 に向けた協議 H28.9.8 兵庫県私学会館	精検受診率がすべて 目標値(90%) 以下	【県】 ・精密検査受診率等の公表、低受診率市町への支援 ・国保調整交付金の重点配分による市町支援 【市町】 ・精密検査結果の把握、未受診者のフォロー
全ての市町(41市町)におけるがん 検診事業評価のためのチェックリ ストの活用 (新規)	○チェックリスト利用状況(H26→H27) 胃 18～37→23～37点(37満点) 肺 17～36→19～36点(36満点) 大腸 17～38→22～38点(38満点) 乳 15～40→17～40点(40満点) 子宮頸 12～40→12～40点(40満点)		事業評価に市町格 差	【県】 ・全市町へチェックリストの事業評価点の向上指導 【市町】 ・全市町でチェックリストによる事業評価
全ての市町(41市町)の検診委託仕 様書に精度管理項目を明記 (新規)	○委託仕様書へ精度管理項目の記載状況 (H26年度→H27年度) 胃 15/39→15/39市町 肺 16/40→16/40市町 大腸 15/41→15/41市町 乳 13/33→13/33市町 子宮頸 11/28→11/28市町	○市町がん検診精密検査受診率等を県ホームページで 公開	仕様書へ精度管理 項目の記載が約3 ～4割の市町に留 まる	【県】 ・集団検診仕様書への精度管理項目の明記に 関する課題の調査、導入済み市町の事例の紹介 【市町】 ・仕様書へ精度管理項目の明記
市町がん検診により早期にがんが 発見される者の数の増加 (1,200人→1,800人)	○検診によるがん発見者数 ・1,390人(H23年度) ・1,495人(H24年度) ・1,421人(H25年度) ・1,421人(H26年度)	○市町説明会を通じ、40歳以上5歳刻みの方を 対象とした個別勧奨事業の実施を勧奨 (市町健康増進事業) ○医療機関での無料検査(県医師会へ委託) ○保健所での検査 ○地域肝炎研修会の開催(9/10、10/22) ○肝炎ウイルス初回精密検査費用の助成 H27年度：116件 H28年度：101件(H28.12.31)	がん検診受診率及 び精検受診率の双 方の向上	【県】 ・精密検査受診率の公表 ・国保調整交付金の重点配分による市町支援 【市町】 ・精密検査未受診者のフォロー強化、体制強化
肝炎ウイルス検査の受診促進に取り 組む市町数の増加 (30市町→41市町)	○肝炎ウイルス検査の受診促進への取組 ・H25：32市町(78.0%) ・H26：36市町(87.8%) ・H27：41市町(100.0%) ・H28：41市町(100.0%)		○市町説明会を通じ、40歳以上5歳刻みの方を 対象とした個別勧奨事業の実施を勧奨 (市町健康増進事業) ○医療機関での無料検査(県医師会へ委託) ○保健所での検査 ○地域肝炎研修会の開催(9/10、10/22) ○肝炎ウイルス初回精密検査費用の助成 H27年度：116件 H28年度：101件(H28.12.31)	肝炎ウイルス検査 未受診者の把握及 び個別勧奨

第3節 医療体制の充実

1 医療連携の推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
すべての国指定がん診療連携拠点病院に学会等が認定する専門医を複数部門配置する。 （12病院→14病院）	○がん診療連携拠点病院におけるがん専門医（上：H27.9、下：H28.9） ・日本医学放射線学会 13病院、26人 放射線治療専門医 13病院、25人 ・日本臨床腫瘍学会 6病院、20人 がん薬物療法専門医 7病院、22人 ・日本がん治療認定機構 14病院、205人 がん治療認定医 14病院、210人 ・上記3専門医を複数配置 13→13病院	○がん診療連携協議会主催による医療従事者向けセミナーの開催：H28年度 ・薬剤師セミナー（195名） ・検査セミナー（196名） ・放射線セミナー（219名） ・肺がんセミナー（74名） ○各がん拠点病院における医療従事者向けセミナー等の開催	がんの専門的な知識・技能を有する医療従事者の配置	【県】 ・拠点病院機能強化事業によるがん専門分野における専門性の高い医療従事者の育成支援 【がん診療連携拠点病院】 ・学会等が認定する専門医を複数配置に努める ・がん専門分野における専門性の高い医療従事者の育成
拠点病院にあつては、カンサーボード開催回数の増加に努める。 （新規）	○カンサーボードの定期的な開催	○カンサーボード開催実績（国指定拠点病院） ・751回（H25.10～11） ・690回（H26.6～7） ・586回（H27.6～7） ・583回（H28.6～7）	拠点病院におけるチーム医療体制の充実	【がん診療連携拠点病院】 ・カンサーボードでの検討症例の増加に努め、よりの確な診断と治療を進める。
拠点病院における専門性の高い医師・看護師の配置状況を毎年公表する。 （新規）	○県ホームページに掲載	○拠点病院現況報告書からの情報を公開	がん医療に専門的な医療職の把握 分かりやすい公表方法	【県】 ・がん診療連携拠点病院の現況報告について公表 【がん診療連携拠点病院】 ・医療従事者等の配置について公表

2 がん患者の療養生活の質の維持向上

（1）がんと診断された時からの緩和ケアの推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
国が認定する緩和ケア研修の修了者を3,000人とする。また、拠点病院では、自施設のがん診療に携わる全ての医師が緩和ケア研修を修了する。 （1,325人→3,000人） がん疼痛緩和指導管理料届出医療機関数を1.5倍 （246機関→370機関）	○緩和ケア研修会修了者数 668名（H28.12） 【国指定拠点病院】 515名 【その他】 153名 ・県立尼崎総合MC：34名 ・神戸MC：28名 ・県立西宮病院：15名 ・神鋼記念病院：17名 ・県立加古川MC：32名 ・宝塚市立病院：27名 ○がん疼痛緩和指導管理料届出医療機関数 ・335箇所（H28.2）→358箇所（H28.12）	○がん拠点病院等による緩和ケア研修会の開催 平成25年度 19病院、373名 平成26年度 23病院、415名 平成27年度 23病院、688名 平成28年度 19病院、668名（H28.12） ※開催回数 H26：23回 H27：28回 H28：25回（H28.12） ○開催指針の一部改正に伴う研修プログラムの導入	研修会の受講促進	【県】 ・新プログラムによる単位型研修会の管理 【がん診療連携拠点病院】 ・単位型緩和ケア研修会の実施 【医療機関】 ・緩和ケア研修会への積極的な参加、協力 ・緩和ケアに携わる看護師、薬剤師の育成 【医療関係団体】 ・各種専門職の質の向上のための研修会の開催 ・緩和ケア研修会の開催・協力 【県民】 ・緩和ケアに関する正しい理解
3年以内に、拠点病院を中心に、緩和ケアを迅速に提供できる診療体制を整備するとともに、緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制の整備と質の向上を図る。 （新規）	○緩和ケアチーム 60病院（H28.12） ・がん診療連携拠点病院には全て配置 ○緩和ケア外来 ・がん診療連携拠点病院には全て配置	○がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金の交付 ○がん対策基本法の一部を改正する法律（緩和ケアに携わる専門性を有する医療従事者の育成）をがん診療連携拠点病院へ送付・協力依頼	緩和ケアチームや緩和ケア外来の診療機能の向上	【県】 ・拠点病院機能強化事業等を通じた支援 【がん診療連携拠点病院】 ・緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制の整備と充実 【医療機関】 ・拠点病院等と連携した緩和ケアの提供体制の整備
拠点病院におけるがんの入院患者のうち、緩和ケアを受けたことを自覚する人の割合を50%以上とする。 （新規）	○国立がん研究センターの患者体験調査（H27） ・がん患者のからだのつらさ 61.8%（県） 57.4%（全国） ・がん患者の疼痛 76.4%（県） 72.0%（全国） ・がん患者の気持ちのつらさ 63.6%（県） 61.5%（全国）	○がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金の交付	緩和に関する相談や支援体制の強化	【県】 ・拠点病院機能強化事業等を通じた支援 【がん診療連携拠点病院等】 ・緩和ケアチームや緩和ケア外来などの専門的な緩和ケアの提供体制の整備と質の向上 ・協議会緩和ケア部会におけるPDCAサイクルを用いた緩和ケアの推進（PDCAの共有と評価）

(2) 在宅医療・介護サービス提供体制の充実

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
在宅療養者の多様な在宅医療ニーズに対応するため、多職種による在宅医療・介護サービス推進のための地域ネットワークを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> ○がん患者在宅看取り率 <ul style="list-style-type: none"> ※老健、老人ホーム含む H24：15.7%（自宅のみ 13.7%） H25：16.2%（自宅のみ 13.7%） H26：16.9%（自宅のみ 14.3%） H27：17.0%（自宅のみ 14.2%） ○在宅療養支援診療所 <ul style="list-style-type: none"> 858施設（H26. 2） 875施設（H26. 9） 879施設（H27. 7） 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療推進協議会の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・全県在宅医療推進協議会（H28見込み3回） ・地域在宅医療推進協議会（H27：41地区→H28：41地区） ○在宅医療人材育成・基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療同行研修の実施（H27実績3回→H28見込み12回） ○若年者の在宅ターミナルケア支援 <ul style="list-style-type: none"> ・H27：7市町→H28：14市町 	在宅医療提供体制の構築	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療推進協議会の設置・運営 ・在宅・かかりつけ医育成研修事業の実施 ・若年者の在宅ターミナルケア支援 <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関及び多職種との連携促進

(3) 患者団体等と連携した相談支援等の実施

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての2次医療圏域に相談支援センターを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○がん拠点病院相談支援センター相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・2,467件（H25.10～11） ・2,869件（H26.6～7） ・2,606件（H27.6～7） ・2,188件（H28.6～7） ○がん相談支援センター実務者ミーティングの開催（年4回） <ul style="list-style-type: none"> ・相談事例の共有化やピアサポートの実施に向けた意見交換会の開催 ○兵庫県がんサポートブックの作成 	がん患者や家族の相談ニーズの把握	<p>【がん診療連携拠点病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携協議会において相談支援センターの運営に関する情報交換や相談事例共有や検討
<p>患者が自分の症状、治療等を学ぶことができる環境を整備する。（新規）</p> <p>患者の家族自身も心身のケアが必要であることを学ぶことができる環境を整備する。（新規）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県、民間などによるがん検診の受診に関するキャンペーン、患者支援、がん検診の普及啓発や市民講座など様々な形で行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者団体等との意見交換の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・4/21、7/28、8/5 ○小・中・高等学校におけるがんの教育に関する講演会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県内小学校 1校（加西市立下里小学校） ・県内中学校 1校（県立大学附属中学校） ・県立高等学校 1校（県立御影高等学校） ○がんの教育総合支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・がんの教育に関する協議会（9/13、2/6） ・がんの教育に関する講演会（12/12、1/20、1/26） ・がんの教育に関する研修会（12/2） 	がんやがん患者に対する理解を深める教育の実施	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん患者団体等と意見交換を行い検討する。
<p>全ての2次医療圏において中学校等への出前講座を実施することを目標とする。（新規）</p>		<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんの教育総合支援事業の実施 ・県内小・中・高等学校からがんの教育に関するモデル校を指定し、モデル校における取り組みを全県に広げていく。 		

(4) がん患者の治療と職業生活の両立支援

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）								
国の動向を踏まえ、ハローワーク等と連携した就労支援体制を構築する。（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ○就労可能ながん患者・経験者であっても、復職、継続就労、新規就労することが困難な場合がある。 ○がん患者・経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・3人に1人ががんと診断された後に異動や転職など仕事に影響 ・3人に2人が診断後に収入が減少しているという報告がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ハローワークと連携した「長期療養者に対する就職支援モデル事業」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談実績 <table border="1"> <tr> <td>平成25年度</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>76件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>153件</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>118件(H28.4～12)</td> </tr> </table> ○長期療養者就職支援担当者連絡会における意見交換（2/2） 	平成25年度	18件	平成26年度	76件	平成27年度	153件	平成28年度	118件(H28.4～12)	がん治療や後遺症等に関する職場の適切な理解	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率向上推進協定締結企業と連携し、企業の人事・総務部門を対象とした就労支援セミナーの開催 <p>【がん診療連携拠点病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターの相談員が就労を含めた社会的問題に関する相談へも対応できるよう、研修等の機会を通じた知識の習得 ・ハローワークとの間の情報交換の場の設定
平成25年度	18件											
平成26年度	76件											
平成27年度	153件											
平成28年度	118件(H28.4～12)											

3 個別がん対策の推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
肝がんの75歳未満年齢調整死亡率を4.6以下に下げる。	<p>○肝がんの75歳未満年齢調整死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国：6.4 兵庫県：7.5(H24) ・全国：6.0 兵庫県：6.9(H25) ・全国：5.6 兵庫県：5.8(H26) ・全国：5.4 兵庫県：5.9(H27) <p>(出典：国立がん研究センター)</p>	<p>○肝疾患診療連携拠点病院の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝疾患診療連携フォーラムの開催 (6/4、9/25、12/10、2/23) ・肝疾患相談センターの設置 <p>○肝炎医療コーディネーター研修会の開催(10/14、1/20)</p> <p>○肝炎治療費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3,914人（平成25年度） ・5,027人（平成26年度） ・8,336人（平成27年度） ・5,060人（平成28年度：4月～12月） 	適切に抗ウイルス療法が受けられる環境	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝疾患診療連携拠点病院の運営 ・県民・医療機関を対象とした講演会の開催や肝疾患に関する相談事業の実施 ・肝炎医療コーディネーター研修会の開催 ・肝炎治療費の助成 <p>【肝炎対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新薬や学会ガイドラインに沿った肝炎手帳（健康サポート手帳）の改訂

4 情報の収集提供・研究の推進

個別目標	現状	主な取り組み状況（平成28年度）	主な課題	今後の取組内容・方向性（案）
「兵庫県がん登録事業」の正確性を高め、DCO率（※）を20%以下とする。 (25.3%→20.0%以下) (※) 死亡票のみによる登録が全登録の中に占める率	<p>○届出件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25年度：50,637件（75医療機関） ・H26年度：50,822件（81医療機関） ・H27年度：58,916件（84医療機関） ・H28年度：37,646件（65医療機関） <p>「H28.12月時点」</p> <p>○DCO率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年罹患 18.0% ※H25年集計値 ・H23年罹患 15.8% ※H26年集計値 ・H24年罹患 13.3% ※H27年集計値 	<p>○「兵庫県のがん2012(平成24年)」の刊行・公表</p> <p>○平成25年罹患状況の取りまとめ</p> <p>○遡り調査の実施(H25年分)</p> <p>○国立がん研究センターが実施する全国集計への参加</p> <p>○全国がん登録実務者研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28.9.26（兵庫県民会館）145人 	登録精度の向上 全国がん登録への円滑な移行	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国(地域)がん登録事業の実施 ・全国(地域)がん登録事業の県民への周知 ・地域がん登録に基づく5年生存率の算定・公表 ・全国がん登録及び都道府県がんデータベースの整備 <p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん登録に基づくがん検診の有効性の啓発 <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国(地域)がん登録への届出(参加)
院内がん登録を実施する医療機関数を増加させる。	<p>○院内がん登録実施医療機関数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・53医療機関 <p>(出典：H23医療施設実態調査)</p> <p>参考：がん登録推進法病院説明会アンケートより 56医療機関（H27.9月）</p>	<p>○がん登録実務者ミーティングでの研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28.5.11（県立がんセンター）76人 <p>○院内がん登録未実施医療機関への普及啓発</p> <p>○全国集計に参加した県指定がん診療連携拠点病院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8施設 7,095件（2012年） ・9施設 8,084件（2013年） ・9施設 7,852件（2014年） 	院内がん登録取り組みへの支援	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん登録実施医療機関に対するセミナー開催や情報提供 <p>【がん診療連携拠点病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携協議会によるがん登録実務者等を対象とする研修会の実施 <p>【医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・院内がん登録に実施に係る指針（厚生労働省）に基づく院内がん登録の実施
すべてのがん診療連携拠点病院における院内がん登録の実施状況を把握し、その状況を改善する。	<p>○14拠点病院のすべてにおいて院内がん登録を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22,886件（2012年） ・22,028件（2013年） ・23,120件（2014年） 	<p>○がん登録実務者ミーティングの開催（年3回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(5/11、11/15、2/24) 	院内がん登録件数等の分析結果の公表 登録データの活用 予後調査の実施	<p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携協議会がん登録部会等の実施 ・院内がん登録に関する調査の実施 <p>【市町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予後調査への協力

全国がん登録の実施機関について

1 経緯等

(1) 経緯

がん登録は、がんの罹患情報等を収集・分析し、がん対策等に必要な基礎データを得ようとするものであり、平成 28 年 1 月 1 日に施行された「がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）」が施行されるまでは、医療機関から任意に届け出る「地域がん登録」として実施してきた（本県では、（公財）兵庫県健康財団で実施）。

(2) 根拠

全国がん登録は、法に基づき、全ての病院と指定診療所（以下「病院等」という。）に、都道府県へのがん患者の罹患情報の届出が義務化された（県内の医療機関数：355（H28. 4. 1）、指定診療所：4（H29. 1. 1））。

国内のがん患者の情報を国が一元的に管理することで、がんのより正確な罹患率や生存率等の把握が可能となり、精度の高い指標として、がんの予防・早期発見・治療などのがん対策への効果的な活用が期待されている。

届出情報

○対象

原発性のがんについて、当該病院において初回の診断が行われた患者

○項目

・がん患者の氏名、性別、生年月日、住所 ・当該がんの原発部位、形態、進展度
・診断施設、治療施設 ・その他初回治療の情報等 計 26 項目

○提出期限

・当該がんの診断年の翌年末日まで

(3) 届出方法

現在国において、情報漏えいの防止や都道府県・病院等の事務負担軽減のため、病院等と都道府県をネットワークでつなぎ、オンラインで情報を届け出ることのできるシステムを構築しており、平成 29 年半ば頃から利用が開始される予定である。

(4) 届出から集計までの流れ

- ・病院等は、都道府県のがん登録室にがん患者の罹患情報を届出。
- ・届出された罹患情報を都道府県のがん登録室で突合、整理し、国（国立がん研究センター）の全国がん登録データベースに登録。
- ・国において、都道府県から人口動態調査として提出のあった罹患情報と死亡情報を突合・整理し、いわゆる遡り調査（死亡者新規がん情報に関する通知に基づく届出）等の終了後、統計として確定。

2 実施機関

病院等からの罹患情報の届出受理や審査、国への報告等の知事の権限及び事務について、法第 24 条の規定に基づき、以下の理由により「公益財団法人兵庫県健康財団」に委託する。

<理由>

- ・（公財）兵庫県健康財団は、（公財）日本対がん協会の兵庫県支部として、がんに関する知識の普及・啓発や健康に関する調査研究を推進しており、県民の健康増進、保健医療に関し県行政を補完する役割を担っている。

- ・また、同財団は、平成19年以降兵庫県からの委託を受け、地域がん登録業務を滞りなく実施してきた実績があり、病院等と密接に連携できる組織体制や個人情報を含むがん登録情報の適正な管理とこれまで蓄積された高度な事務処理能力を有していることから、引き続き全国がん登録の円滑な実施が期待できる。

(参考)

法第24条第1項 都道府県知事は、都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、第1号から第3号に掲げる権限及び事務を行わせることができる。

政令第8条 法第24条第1項の政令で定める者は、がん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

<委託内容>

項目	権限及び事務の内容
法第6条1項	・病院等による全国がん登録届出の受理
法第8条	・届出対象情報の審査・整理、国への提出 ・上記業務のための、全国がん登録データベースを用いた都道府県がん情報の利用
法第10条第2項	・国の通知を受け、都道府県整理情報の審査及び整理のために必要な内容の調査及びその結果の国への報告
法第13条第2項	・国の通知を受け、全国がん登録情報と死亡者情報票との照合のための調査及びその結果の国への報告
法第16条	・市町村、病院等の管理者その他の関係者への、上記業務実施に必要な資料の提出、説明その他の協力依頼
法第18条第1項(※1)	・当該都道府県が設立した地方独立行政法人等への、全国がん登録データベースを用いた当該都道府県に係るがん情報又は特定匿名化情報の提供(第3号の規定により第2号に準ずる者を定める事務を除く)
法第19条第1項(※1)	・市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人等からの求めを受け、全国がん登録データベースを用い、当該都道府県がん情報のうち、当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供
法第20条(※1)	・病院等からの請求を受け、全国がん登録データベースを用いた当該病院等から届出されたがんに係る生存確認情報及び附属情報の提供
法第21条第8項及び第9項(※1)	・がんに係る調査研究を行う者からの求めを受け、全国がん登録データベースを用いた、当該都道府県に係るがん情報、これに係る匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供
法第22条第1項及び第3項(※2)	・全国がん登録データベースを用い、以下の情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、保存するデータベースの整備 ・全国がん登録に類するものとして収集された、法施行日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患等に関する情報 ・病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究の有用性が認められる情報を保有する者として定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患等に関する情報 ・都道府県がんデータベースで保存する都道府県がん情報の、全国がん登録情報の匿名化の期日までの匿名化、又は消去

※1の事務は提供の決定を除く。

※2の事務は、データベースの整備決定、記録・保存する情報の対象範囲拡大決定、匿名化の方法決定を除く。

<委託始期> 平成29年4月1日